

最後に、入札制度についてお伺いします。

本市の公共工事における入札制度についてお伺いをいたします。

御承知のとおり、新居浜市においては公共工事の契約に関して、設計金額が2,000万円以下の工事については、指名競争入札を行うこととされております。この基準は、入札参加の機会を広く確保し、透明性と公平性を担保するための仕組みとして、長年運用されてきたものと承知しております。しかしながら、昨今の経済情勢を踏まえますと、この2,000万円以下という金額が、現在の実勢に必ずしも即していないのではないかと考えるところであります。

御承知のとおり、建設資材価格は近年、全国的に高騰を続けており、鉄鋼材や木材、アスファルト資材、さらにはコンクリート製品など、あらゆる分野で資材費が上昇しております。その傾向は、今後も継続すると予測されております。また、人件費の上昇も顕著であり、建設業に携わる技能労働者の高齢化が進む一方、若手人材の確保は年々困難さを増しております。

国も建設業の働き方改革を進め、時間外労働の上限規制を適用するなど、週休2日制導入による労務単価の上昇は必然的な流れとなっています。実際に公共工事設計労務単価は、ここ数年連続して引上げが行われているところであります。こうした資材高騰と人件費上昇の影響により、同じ規模、同じ内容の工事であっても、以前であれば概算2,000万円で収まっていた事案が、現在では2,500万円あるいは3,000万円近い金額を要することも少なくありません。

すなわち、現行の2,000万円以下という入札基準は10年以上続いておりますけれども、実質的に物価水準が変化する前の時代の感覚に基づいており、今日の状況では対応できないのではないかと考えるのであります。

その結果、工事発注方式において事務手続の簡素化や実績のある業者を確保するために設けられた指名競争入札の対象が相対的に縮小してしまっている可能性があります。

本来であれば、指名競争入札に付すべき規模の工事が、基準額との関係で一般競争入札へと振り分けられてしまうことになれば、市民から見ても制度の趣旨が保たれているとは言い難い状況が生じかねません。加えて、地元建設業者の健全な育成という観点からもこの問題は重要であると考えます。

そこで提案申し上げます。

新居浜市においてもこの指名…

… (ブザ一鳴る)